岩手県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

		,	居宅介護	事業者	居宅介護事業所		
	名 称			- 主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
変	変更前変更後		更後	土にる事務別の別任地	名 / 你 	7711年2世	
八幡	ちか子	杉山	ちか子	岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞 1番地89	八幡歯科医院	岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞 1番地89	平成20年8月22日

2 介護予防居宅療養管理指導

	介護予防	事業者	介護予防事業所		
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	変更年月日
変更前	変更後				
八幡 ちか子	杉山 ちか子	岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞 1番地89	八幡歯科医院	岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞 1番地89	平成20年8月22日